

税務署からのお知らせ

平成22年分の確定申告書の受付及び納税の期限

所得税 2月16日(水)から 3月15日(火)
贈与税 2月 1日(火)から 3月15日(火)
個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(木) まで!

所得税の確定申告は、e-Tax をご利用ください

～e-Tax をご利用いただくメリット～

- 国税庁ホームページから電子申告
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出することができます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。）。
- 最高5,000円の税額控除
平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます（平成19年分から22年分の間でいずれか1回。）。
- 添付書類の提出省略
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。）。
- 還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮。）。
- 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

もっと詳しい情報は

e-Tax ホームページでは、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。
e-Tax ご利用前には是非ご覧ください。

e-Taxに関する情報はe-Tax ホームページへ www.e-tax.nta.go.jp
e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-015901
※ 月曜日から金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く）の午前9時から午後5時までご利用いただけます（ご利用時間については、今後変更する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。）。
税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

◆ 4月上旬まで鶴見税務署の駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。